

八街商工会議所ホームページ有料バナー広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八街商工会議所がインターネット上に公開しているホームページに掲載する有料バナー広告（以下「広告」）に関し、必要な事項を定めるものとする

(広告掲載の対象者)

第2条 この要綱で定める広告掲載の対象者は、八街商工会議所会員・非会員を問わない

(広告の資格及び基準)

第3条 掲載できる広告は、次のいずれにも該当しないものとする

- (1) 公共性、中立性を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、社会問題に関するもの
- (3) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に掲げる営業に該当するもの
- (6) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (7) その他、八街商工会議所が広告掲載として適当でないと認めるもの

(広告の掲載位置)

第4条 八街商工会議所ホームページのトップページとし、掲載位置は八街商工会議所が指定するものとする

(広告の規格)

第5条 ホームページに掲載する広告の規格は次のとおりとする

- (1) 縦（天地） 30ピクセル
- (2) 横（左右） 130ピクセル
- (3) ファイル形式 GIFもしくはJPG形式
- (4) 八街商工会議所ホームページのイメージを損なわないもの
- (5) 2枠の場合は上記の縦を60ピクセル横を130ピクセルとする

(広告料)

第6条 八街商工会議所ホームページの広告料は次のとおりとする

- (1) 八街商工会議所ホームページのバナー広告料は、1 枠 会員 月額 2,000 円、
非会員 月額 5,000 円とする
- (2) バナー広告は、最大 2 コマまでとする(天地 60 ピクセル)

(広告の期間)

第7条 広告期間は1ヶ月単位とし、最短2ヶ月、最長12ヶ月とする

- (1) 広告の開始は、契約開始日の前日より掲載する。

(広告の申込み)

第8条 広告の申込みは、所定の申込み用紙を八街商工会議所に提出しなければならない、提出は八街商工会議所窓口（八街市八街ほ 2 2 4）に行うものとする

(広告主の責務)

第9条 広告の内容に関し生じた責任は広告主が負うものとする、また、広告主は、広告の掲載について、関係法令を遵守しなければならない

(広告の決定及び広告原稿の提出)

第10条 八街商工会議所は、広告の申込みがあったときは、その可否を決定し申込者へ通知（口頭可）するものとする、また、申込者から提出された広告原稿ファイルの内容を審査し、その可否を申込者へ通知（口頭可）するものとする

(広告料の納付)

第11条 広告主は広告掲載日の 10 日前までに、広告料を一括して納付するものとする

(広告の取り消し・返金)

第12条 八街商工会議所は、次のいずれかに該当する場合は広告を取り消すことができるものとする

- (1) 指定された期日までに広告料が納付されなかった場合
- (2) 指定された期日までに広告原稿ファイルが提出されなかった場合
- (3) 広告基準の条件を満たさなくなった場合

八街商工会議所は、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかった場合は広告料を返金するものとする

付 則 この要綱は、平成 21 年 11 月 16 日から実施する。